

## カジノ管理委員会第39回会議の開催状況

### 第1 日時、場所及び出席者日時

#### 1 日時

令和3年6月17日 14時00分～15時00分

#### 2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

#### 3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員
- 徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、坂口監督調査部長、日野企画課長（議事担当課）、住友監督総括課長（議事担当課）

### 第2 要旨

#### 1 議決事項

なし。

#### 2 その他の案件

##### (1) カジノ事業等の規制（カジノ管理委員会規則等の意見公募の検討状況（中間報告））について

監督調査部長より、「カジノ事業等の規制（カジノ管理委員会規則等の意見公募の検討状況（中間報告））について」について説明があった。

- ・（参考：行政手続法第四十三条）

（結果の公示等）

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 命令等の題名
- 二 命令等の案の公示の日
- 三 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- 四 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由

2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

- 3 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかったこととした場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。
- 5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。
  - 一 命令等の題名及び趣旨
  - 二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

以上